

専攻科入学者に係る環境システムデザイン工学教育プログラムの定める水準に到達しない科目の取扱いに関する申合せ

(目的)

- 1 この申合せは、岐阜工業高等専門学校(以下「本校」という。)専攻科における環境システムデザイン工学教育プログラム(以下「本教育プログラム」という。)の学習効果を高めるため、次項に掲げる「学力向上を要する科目」を持つプログラム履修者に、学習に必要な学力を達成させることを目的として、その指導の方法について定める。

(学力向上を要する科目)

- 2 この申合わせ中、「学力向上を要する科目」とは、本教育プログラムの認定対象科目のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
  - (1) 本教育プログラム履修者が専攻科入学以前に本校本科において単位を取得する機会の無かった科目
  - (2) 本教育プログラム履修者が専攻科入学以前に本校本科及び他の高等教育機関で単位を取得した科目で、本教育プログラムの定める学習・教育目標の達成度の水準(以下「本教育プログラム水準」という。)を達成していない科目
- 3 本校本科第4学年に編入学した学生については、本校本科第3学年までの開講科目のうちで編入学までの間の事前教育等によって、「本教育プログラム水準」の達成が証明されている科目については、「学力向上を要する科目」から除く。
- 4 「学力向上を要する科目」は、専攻科入学者選抜検査の際に提出された調査書及びシラバスに基き専攻科会議にて審議し、校長が決定する。

(本教育プログラム水準達成の証明)

- 5 第2項第1号に掲げる「学力向上を要する科目」のうち、当該科目の学力が本教育プログラム水準以上に到達したことの証明は、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。
  - (1) 当該科目担当教員による補習指導により「補習による達成度証明書」を取得する。
  - (2) 当該科目が専攻科の入学試験科目に該当する場合、これに合格する。
  - (3) 当該科目と同等の資格試験等に合格等する。
- 6 前項に係る学力向上証明の手続きの指導は特別研究指導教員が行うものとする。
- 7 第5項第2号及び第3号の規定により学力向上を証明しようとする場合は、「入学者選抜検査及び資格等の取得による達成度証明に関する申請書」(様式1)を校長に提出しなければならない。これによる学力向上の判定は、専攻科会議の議を経て校長が行う。

(補習指導)

- 8 第5項第1号の補習指導を受けようとする者は、「学力向上を要する科目の補習指導申請書(様式2)」を校長に提出するものとする。
- 9 補習指導担当教員(以下「当該科目担当教員」という。)は、専攻科会議の議を経て校長が指名する。
- 10 補習指導は、次の基準により行うものとする。
  - (1) 第2項第1号に該当するものについては、1単位当たり720分以上。
  - (2) 第2項第2号に該当する科目については、当該科目について取得している成績に応じて、以下の時間数以上の補習を実施する。
    - (ア) 成績評価「5」から「6」への向上については、1単位につき90分

(イ) 成績評価「4」から「6」への向上については、1単位につき180分

(ウ) 成績評価「3」から「6」への向上については、1単位につき270分

(補習指導の達成度評価)

11 前項により実施した補習指導の評価は、試験及び提出物により行うものとする。

12 補習による学習成果により本教育プログラム水準以上(成績評価6以上)が達成されたと認められる場合は、当該科目担当教員は「環境システムデザイン工学教育プログラム達成度評価証明書」(様式3)を校長に提出するものとする。

(補習内容の記録の保存)

13 この規定に基づく補習指導と達成度評価の妥当性については、学習評価フォローアップ委員会による点検を受けることとする。このため当該科目担当教員は、補習報告書(様式4)を作成し、達成度評価を行った試験及び提出物とともに2年間保存しなければならない。

(本教育プログラム修了判定における取扱い)

14 専攻科入学年度内に第5項に規定する方法により本教育プログラム水準の達成が証明された科目について、「学力向上認定証」(様式5)を発行し、本教育プログラムの修了判定審査において本教育プログラム水準を達成しているものとして扱うものとする。

附 則

1 この申合せは、平成15年4月1日から施行する。

2 この申合せは、平成14年4月1日において本校本科第3～5学年に在籍し、専攻科に入学した者及び、同日において専攻科に在籍した者が専攻科に在籍する間、有効とする。

3 この申合せは、平成14年度専攻科入学生が専攻科で単位を取得した科目に準用する。

附 則

この申し合せは平成16年1月7日から施行する。

附 則

この申し合せは平成21年4月1日から施行する。(資料保存期間の改訂)